商業・法人登記申請を予定されている方へ

商業・法人登記申請は、「登記すべき事項のオンライン提出」が便利です。

※書面によって登記の申請を行う場合に、登記事項をあらかじめオンラインで提出していただくものです。

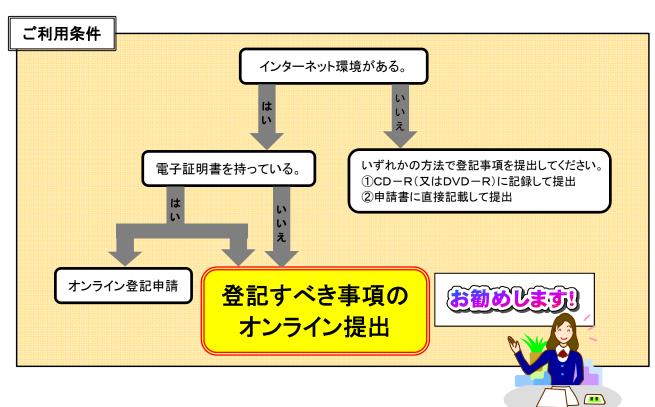
①登記申請書を簡単に 作成できます。

③登記事項をCD-R等で 提出する必要がありません。



②オンラインで申請後の 処理状況が確認できます。

④電子署名及び電子証明書 の添付が不要です。



登記すべき事項のオンライン提出の流れ

- 手順1 申請用総合ソフトをダウンロードする。
- 手順2 申請者情報を登録する(初回のみ)。
- 手順3 登記事項提出書を作成・送信する。
- 手順4 登記申請書を印刷して法務局届出印を押印し、添付書類とともに管轄の法務局 へ提出する(持参又は郵送)。

千葉地方法務局法人登記部門

(電話 043-302-1315)

詳しくは、裏面をご覧ください。

【よくあるご質問】

Q1 パソコンに詳しくないのですが・・・

A インターネットを一人で閲覧したり、オンラインショッピングの経験がある方でしたら、ご心配ありません。

Q2 費用がかかりますか。

A はじめに申請者情報の登録が必要ですが、ソフトは無料、利用料も無料です。

Q3 電子証明書は必要ですか。

A 登記すべき事項のオンライン提出については、電子証明書は不要です。

Q4 登記すべき事項のオンライン提出って、何かメリットがあるのですか。

A 申請用総合ソフトを用いて登記すべき事項(登記事項提出書)を作成すると、登記申請書が簡単に作成できます。印刷して、そのまま登記申請書としてお使いになれます。

また、事前に登記すべき事項をオンラインで提出すると、「到達通知書」が届きます。その通知書と登記申請書を一緒に登記所に提出してください。その後はパソコンで「受付番号」「補正」「手続終了」等の通知(メール)を受け取ることができます。

Q5 パソコンで登記申請の進行状況がわかるということですか。

A はい. そうです。

手続終了後、登記事項証明書のご請求をされる場合には、是非、「かんたん証明書請求」をご利用ください。請求された証明書はご自宅へ郵送されます(最寄りの法務局の窓口で受け取ることも可能です。)。

Q6 それならばちょっと自分でやってみたいのですが・・・

A 是非、<u>法務省ホームページにアクセスしてください</u>。申請用総合ソフトをダウンロードできるようになっています。

* 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

Q7 システム操作がわからないのですが・・・

A オンライン申請システムに関するご質問や,申請用総合ソフトの操作方法のご質問は,サポートデスクにお問い合わせください。

* 登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク 電話番号: 050-3786-5797

Q8 登記申請書や添付書類の作成例が知りたいのですが・・・

A 法務局ホームページに<u>申請書及び一般的な添付書類の作成例等を掲載していま</u> すので、参照してください。

* 商業・法人登記の申請書様式

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html